

提 供 日 2026/08/28
タイトル 福利厚生代行サービスに関わる個人情報の漏洩について
担 当 総務部 職員厚生課
連 絡 先 互助共済班
TEL 054-221-2091、2024



1 概要
静岡県職員互助会が契約している福利厚生代行サービスに関して、同姓同名の職員2名の間で同一のIDが使われる事案が発生し、それぞれの個人情報が相手に閲覧可能な状態となっていたことが判明した。

2 漏洩した個人情報

内 容	氏名・フリガナ・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・クレジットカード情報(名義、カード番号下3桁、有効期限※) 利用履歴(HP、アプリ内のマイページ)
対象者	同姓同名の職員2名(他の職員等への漏洩はなし) ・職員A ・職員B

※支払時にセキュリティコードの入力が必ず要求されるため悪用されるリスクなし。

3 経緯

月 日	内 容
令和7年 3月中旬	・サービス提供事業者の切り替えに伴い、全互助会員(R6時)に会員証を配布 ※職員AB(同姓同名)の会員証の取り違えが発生
4月	・人事異動に伴い職員Bが互助会員ではなくなったため、職員BのID削除 ・職員Aがログインできなくなったため、本人確認の上、業者が職員AのIDを伝える(以降、職員ABとも同一のIDを使用できる状態)
令和8年 8月12日	・職員Aから、登録した住所が変更されており記憶にない利用履歴がある旨、当会に連絡あり
8月14日	・職員AのIDに紐付けられた情報が県職員Bのものと確認 ・職員Aに新規ID発行。職員Bの利用停止

4 原因

会員証にはIDの他には漢字氏名とカナしか記載されておらず、配布のため所属別に振り分ける際に誤って取り違えてしまった。

5 対応

- ・対象者に対し状況を説明し、謝罪して理解を得た。
- ・他に同様のケースがないか確認したが、取り違えは確認されなかった。

6 再発防止策

- ・会員証配布に当たっては、同姓同名を含めてダブルチェックを徹底する。
- ・人事異動等により会員資格を喪失した場合には当該サービスを利用できなくなる旨の周知を徹底する。

<参考>

- ・静岡県職員互助会は、職員の福利厚生を図ることにより行政の能率的執行に寄与することを目的として、県職員の共済制度に関する条例に基づき設置された一般財団法人。
- ・多様なサービスの提供を安価な料金で実現するため、福利厚生代行サービス事業に法人会員として加入している。